

◆ 高齢受給者証の一部負担金割合の判定フローチャート

70歳から74歳のかたには、医療機関にかかるときに提示する一部負担金割合を記載した「高齢受給者証」を交付します。

● 一部負担金割合の判定対象年度

| 適用期間 | 判定対象年度 |
|------------------------|-----------------|
| 令和5年8月1日～ 令和6年7月31日 | 令和5年度の住民税課税標準額等 |
| 令和6年8月1日～ 令和7年7月31日 | 令和6年度の住民税課税標準額等 |

● ホームページのご案内

「国民健康保険(74歳までのかた)」に関するページはこちらをご覧ください。

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/kokuho/index.html>



「後期高齢者医療制度(75歳以上のかた)」に関するページはこちらをご覧ください。

https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/korei_fukushi/korei_iryuu/chojuiryuu/index.html



お問い合わせ先

○国保年金課 資格賦課係 ☎03 (5722) 9810

保険証・高齢受給者証・保険料などに関すること

○国保年金課 給付係 ☎03 (5722) 9811

高額療養費・限度額適用認定証・補装具(コルセット等)などに関すること

○国保年金課 収納係 ☎03 (5722) 9610

保険料の納付方法・年間の納付額の確認などに関すること

●国保年金課 後期高齢者医療係 ☎03 (5722) 9838

75歳以上の保険に関すること

- 一部負担金割合の判定の流れ

判定対象者は、住民票上同一世帯で国保に加入している 70 歳～74 歳のかたです

判定対象者全員の◆**住民税課税標準額**がいずれも 145 万円未満

いいえ ↓

判定対象者の★**算定基礎額**の合計額が 210 万円以下

いいえ ↓

以下の場合収入による再判定を行います（原則申請が必要）。ただし、申請が受理された翌月から適用となります。

- ① 1 名⇒■**総収入金額**が 383 万円未満
- ② 2 名以上⇒■**総収入金額**の合計が 520 万円未満
- ③ ●**特定同一世帯所属者**との■**総収入金額**の合計が 520 万円未満

いいえ ↓

3 割負担(現役並み所得のかた)

はい ↓

2 割負担

はい ↓

はい ↓

- **総収入金額**とは、※**総所得金額等**の必要経費等引く前の金額です。
- ★ **算定基礎額**とは、※**総所得金額等**から***基礎控除**(43 万円)を引いた金額です。
*基礎控除は、前年合計所得金額により金額が異なります。2,400 万円以下のかたは、43 万円です。
- ◆ **住民税課税標準額**とは、※**総所得金額等**から各種控除を引いた金額です。
- ※**総所得金額等**は、ホームページの「国民健康保険料の計算」よりご覧ください。

- **特定同一世帯所属者**とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行後も同一世帯に属するかたです。